

## 前払金に関する特約条項

甲及び乙は、前払金に関し、次の特約条項を定める。

(前払金)

第1条 甲は、この特約条項の定めるところに従い、乙に対して前払金を支払うものとする。

(前払金の総額等)

第2条 前払金の総額、前払金の総額の契約金額に対する割合、支払回数、支払時期及び各支払時期に支払う前払金の金額は、別表のとおりとする。

2 前払金は、予算の範囲内において行うものとする。

(前払金の請求)

第3条 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前条第1項の規定に従い、次条に規定する前払金の担保の提供を証する書類及び前払金の使途の概要を記載した書類その他甲の指示する書類を添付した支払請求書を甲に提出するものとする。

(前払金の担保)

第4条 乙は、前払金の支払を受けようとする場合は、前払金に対する担保を提供しなければならない。ただし、乙の申請があり甲がその必要がないと認めたときは、担保の提供を免除することがあるものとする。

2 前払金の担保として提供することができるものについては、予算決算及び会計令第78条の規定による。ただし、銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証は、連帯保証でなければならない。

3 担保の保証の期間は、前払金が支払われる日から第8条の規定により当該前払金が精算される日までの期間とする。

(前払金の目的外使用禁止)

第5条 乙は、前払金をこの契約の履行に直接必要な経費のため以外の目的に使用し、又は利用してはならない。

2 前項の直接必要な経費とは、契約金額のうち製造原価を構成する材料費、加工費及び直接経費をいい、一般管理費等及び利益は含まれないものとする。

3 乙が第1項の規定に違反して前払金を使用し、又は利用した場合においては、甲は、期限を指定して、甲が既に乙に支払った前払金の全部又は一部の返納を乙に請求することができる。

4 乙が、返納の日に前項の規定により返納金額を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

(前払金に関する調査)

第6条 甲は、前払金の使用等について必要がある場合は、乙の営業所、工場その他の関係場所において帳簿等の調査を行うことができる。

(契約金額の変更又は解除による前払金返納)

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合には、期限を指定して既に支払った前払金のうちそれぞれ当該各号に定める金額の返納を乙に請求するものとする。

(1) 契約変更（契約の一部解除を含む。）により契約金額の減額が行われた場合におい

て、甲が既に乙に支払った前払金の金額の総額の減額後の契約金額に対する割合が第2条の別表において定められている割合に1割を加えた割合を超過することとなったときは、当該超過金額

(2) 契約の全部が解除された場合においては、甲が既に乙に支払った前払金の全額

2 前項の規定による前払金の返納に際しては、乙は、甲が乙に前払金を支払った日の翌日から返納の日までの日数に応じ、当該返納金に対し、年3パーセントの率を乗じて計算した金額を利息として甲に支払わなければならない。

3 乙が、指定された期限までに返納金額（第1項の規定による返納額に前項の規定による指定された期限までの利息を加えた金額をいう。）を甲に返納しない場合の遅延利息については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

（前払金の精算方法）

第8条 前払金の精算は、乙が契約物品の全部の納入を完了し、甲が代金を支払う際に前払金の金額を当該代金に充当することによって行うものとする。ただし、部分払に関する特約のある場合においては、前払金の総額に既納部分又は既済部分の金額と契約金額との比率を乗じて得た金額（第2条の別表に別段の定めのあるときは、同表に定める金額）を既納部分又は既済部分に対する部分払の金額に充当することによって行うものとする。

（前払金の担保の返還等及び取立て）

第9条 乙は、前条の規定により前払金が精算された場合は、精算された金額に応じて、第4条に規定する前払金の担保の返還を請求し、又は保証状の書替えその他担保金額を減少するための措置をとることができる。

2 甲は、第7条の規定により乙が返納すべき金額を返納しない場合は、乙が提供している担保により返納すべき金額に相当する額の取立てを行うものとする。

（条件変更と契約金額の変更）

第10条 第2条の別表が変更されることにより、前払金の総額が増額される場合は、当該増額分に甲の定める調整率を乗じて計算した額を契約金額から減額する措置をとるものとする。

2 代金の中途確定、契約履行後における代金の確定又は超過利益の返納に関する特約が付されている場合において、第5条第3項若しくは第7条の規定による前払金の返納又は納期の変更若しくは猶予、納入の遅滞、第2条の別表に定める総額、支払回数、支払時期及び各支払時期に支払う前払金の金額、第8条の規定による前払金の精算方法その他前払金に関し計算価格の計算に際し前提となった条件でこの契約に定められているものの変更があったときは、確定計算価格又は実績価格の計算に際して必要な調整を行うものとする。

3 第1項に規定するもののほか、前払金の返納又は条件の変更を理由として契約金額を変更しないものとする。